

犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた主な施策の進捗状況（一覧表） 1/2

資料1

		H17.12	H18.12	H19.12	H20.12
※ページ数は、資料2 犯罪被害者等基本計画の進捗状況（詳細版）のページ数を表す。					
I 損害回復・経済的支援等	直ちに	○日本司法支援センターによる支援〔法務省〕（P.1）	業務開始（H18.10～）		
		○暴力団犯罪による被害回復の支援〔警察庁〕（P.1）		暴力団対策法一部改正（H20.5公布）による代表者に対する民事責任の追及	
		○公営住宅への優先入居等〔国土交通省〕（P.1）	公営住宅施行令の改正、ガイドラインの策定（H17.12）等		
		○被害直後及び中期的な居住場所の確保（婦人相談所による一時保護や一時保護委任の適正な運用）〔厚生労働省〕（P.1,P.4）			
	1年以内	○犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大〔警察庁〕（P.2）	H18.4から実施		
		○性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減〔警察庁〕（P.2）	H18年度から予算措置		
	2年以内	○被害直後及び中期的な居住場所の確保〔警察庁〕（P.3）		H19年度から予算措置	
		○損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施〔法務省〕（P.2）	被害回復給付金を支給する制度創設（関連法案がH18.6公布、H18.12施行）	損害賠償命令制度の導入（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑訴法等の一部改正 H19.6成立、H20.12施行）	
		○経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施〔内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省〕（P.2,3）	「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ（H19.11推進会議報告） ●給付の抜本的拡充〔警察庁〕 ⇒犯給法の一部改正がH20.4.18公布、H20.7.1施行 ●精神的被害に有効とされる療法の診療報酬上の評価〔厚生労働省〕 ⇒診療報酬改定の際に必要な応じて措置を検討 ●被害者参加人のための国選弁護制度の導入〔法務省〕 ⇒ 関連法案がH20.4.23公布、「被害者参加制度」と同じくH20.12施行		
II 精神的・身体的被害の回復・防止	直ちに	○少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施〔厚生労働省〕（P.3） ○児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等〔厚生労働省〕（P.3） ○少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実〔厚生労働省〕（P.3） ○少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等〔文部科学省〕（P.4）			
		○警察における保護対策の推進〔警察庁〕（P.4）		けん銃等使用報復事件捜査支援システムの整備（H19年度～） 民間警備によるパトロール等に係る予算措置（H20年度）	
		○再被害防止に向けた関係機関の連携の充実〔警察庁〕〔厚生労働省〕（P.4） ○児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等〔文部科学省〕（P.5）		「匿名通報ダイヤル」の実施（H19.10～） 「改正DV法」（H20.1施行）による保護命令制度の拡充 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正（H20.4施行）による立入調査や保護者に対する面会・通信の制限の強化等	
		○再被害の防止に資する教育の実施等〔法務省〕（P.5） ○職員等に対する研修の充実等〔警察庁〕〔法務省〕〔厚生労働省〕（P.5）		矯正施設における被害者の視点を取り入れた教育の実施 保護観察対象者に対するしよく罪指導プログラムの実施（H19.3～）等	
	1年以内	○一時保護所の環境改善等（一時保護の現状等に関する調査及び施策の実施）〔厚生労働省〕（P.5）	婦人相談所一時保護所において、DV被害者の同伴児童の対応を行う指導員の配置を全施設に拡大、身元保証人確保対策事業の創設（H19年度） 婦人相談所が民間シェルター等へ一時保護委託を行う際の委託費の引上げ（20年度）		
	2年以内	○犯罪被害者等に関する情報の保護〔法務省〕（P.6） ○民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入〔法務省〕（P.6）		犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑訴法等の一部改正（H19.6公布） 情報の保護はH19.12に、ビデオリンク等はH20.4に施行	
	3年以内	○重度のPTSD等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施〔厚生労働省〕（P.6） ○犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施〔厚生労働省〕（P.6） ○職員等に対する研修の充実等〔厚生労働省〕（P.6）	「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」の実施（H17～H20） 当該研究の成果を踏まえ、犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資するカリキュラム内容、PTSD対策専門研修会のカリキュラム見直しや思春期精神保健対策専門研修会のカリキュラム見直し、H20年度には、犯罪被害者支援のためのマニュアル・ガイドラインを作成し、精神保健福祉センターに配布。		

犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた主な施策の進捗状況（一覧表） 2/2

		H17.12	H18.12	H19.12	H20.12
III 刑事手続への関与拡充	1年以内	冒頭陳述の内容を記載した書面交付の実施を全国で開始 (H18.3.31～)			
		「被害者の手引き」モデル案の改訂・配布、被害者連絡実施要領の改正 (H18.12)・同連絡の確実な実施等			
	2年以内	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑訴法等の一部改正 (H19.6公布) 被害者参加制度はH20.12に、閲覧・謄写の範囲拡大はH19.12に施行			
	法律所定の次期	「更生保護法」(H19.6公布)により制度を導入 (H19.12～)			
IV 支援等のための体制整備	直ちに	○地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等 [内閣府] (P.8) ○警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 [警察庁] (P.9) ○交通事故相談活動の促進 [内閣府] (P.9) ○「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実 [法務省] (P.9) ○相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進 [文部科学省] (P.9) ○「被害者の手引」の内容の充実等 [警察庁] (P.9) ○犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設 [内閣府] (P.10) ○犯罪被害者等施策のホームページの充実 [内閣府] (P.10) ○重症PTSD症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究 [文部科学省] (P.10) ○「犯罪被害実態調査」の実施 [法務省] (P.10)			
	2年以内	○どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施 [内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省] (P.10) ○民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施 [内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省] (P.11) ○更生保護官署と保護司の協働態勢による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施 [法務省] (P.11)			
		「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ (H19.11推進会議報告) ●犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案の作成 [内閣府] (H20年中に作成) ●民間団体支援者のための研修カリキュラム・モデル案の作成 [内閣府] (H20年度中に作成)			
		「民間団体への援助に関する検討会」最終取りまとめ (H19.11推進会議報告) ●犯罪被害者等早期援助団体等への支援の充実 [警察庁] →引き続き実施 ●モデル事業の実施 [内閣府] →20年度から実施予定			
V 国民の理解の増進等	直ちに	○「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施 [内閣府] (P.12) ○犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施 [内閣府] (P.12) ○様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施 [内閣府] (P.13) ○国民の理解の増進を図るための情報提供の実施 [内閣府] (P.13) ○調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進 [内閣府] (P.13) ○犯罪被害者等に関する個人情報の保護 [警察庁] (P.4,P.13)			
		中央大会、地方大会の開催 (H18年度～)、被害者等に関する標語の募集・表彰 (H19年度～) 国民意識調査の実施 (H18年度)、調査結果に基づく教材作成 (H19年度) 行政職員向けの講演会の実施 (H18年度～)、追跡調査の実施 (H19年度～、H20.4公表) 等			